短期入所生活介護　夢うさぎ　料金表

施設サービス　併設型(多床室)　　一日当たりの料金（多床室）　　R元年10月1日改正

要介護区分	所得段階	基本額①	1日の食費②	居住費　③	サービス提供体制強化加算（Ⅰ)イ	看護体制加算（Ⅰ）	看護体制加算（Ⅱ）	夜勤職員配置加算（Ⅰ）	介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	1日あたりの負担額（目安）	30日あたりの負担額（目安）
要支援1	第1段階	438円	300円	0円	18円	0円	0円	0円	38円	12円	806円	24,185円
	第2段階	438円	390円	370円	18円	0円	0円	0円	38円	12円	1,266円	37,985円
	第3段階	438円	650円	370円	18円	0円	0円	0円	38円	12円	1,526円	45,785円
	第4段階	438円	1,392円	855円	18円	0円	0円	0円	38円	12円	2,753円	82,595円
要支援2	第1段階	545円	300円	0円	18円	0円	0円	0円	47円	15円	925円	27,748円
	第2段階	545円	390円	370円	18円	0円	0円	0円	47円	15円	1,385円	41,548円
	第3段階	545円	650円	370円	18円	0円	0円	0円	47円	15円	1,645円	49,348円
	第4段階	545円	1,392円	855円	18円	0円	0円	0円	47円	15円	2,872円	86,158円
要介護度1	第1段階	586円	300円	0円	18円	4円	8円	13円	52円	17円	998円	29,946円
	第2段階	586円	390円	370円	18円	4円	8円	13円	52円	17円	1,458円	43,746円
	第3段階	586円	650円	370円	18円	4円	8円	13円	52円	17円	1,718円	51,546円
	第4段階	586円	1,392円	855円	18円	4円	8円	13円	52円	17円	2,945円	88,356円
要介護度2	第1段階	654円	300円	0円	18円	4円	8円	13円	58円	19円	1,074円	32,210円
	第2段階	654円	390円	370円	18円	4円	8円	13円	58円	19円	1,534円	46,010円
	第3段階	654円	650円	370円	18円	4円	8円	13円	58円	19円	1,794円	53,810円
	第4段階	654円	1,392円	855円	18円	4円	8円	13円	58円	19円	3,021円	90,620円
要介護度3	第1段階	724円	300円	0円	18円	4円	8円	13円	64円	21円	1,151円	34,541円
	第2段階	724円	390円	370円	18円	4円	8円	13円	64円	21円	1,611円	48,341円
	第3段階	724円	650円	370円	18円	4円	8円	13円	64円	21円	1,871円	56,141円
	第4段階	724円	1,392円	855円	18円	4円	8円	13円	64円	21円	3,098円	92,951円
要介護度4	第1段階	792円	300円	0円	18円	4円	8円	13円	69円	23円	1,227円	36,806円
	第2段階	792円	390円	370円	18円	4円	8円	13円	69円	23円	1,687円	50,606円
	第3段階	792円	650円	370円	18円	4円	8円	13円	69円	23円	1,947円	58,406円
	第4段階	792円	1,392円	855円	18円	4円	8円	13円	69円	23円	3,174円	95,216円
要介護度5	第1段階	859円	300円	0円	18円	4円	8円	13円	75円	24円	1,301円	39,037円
	第2段階	859円	390円	370円	18円	4円	8円	13円	75円	24円	1,761円	52,837円
	第3段階	859円	650円	370円	18円	4円	8円	13円	75円	24円	2,021円	60,637円
	第4段階	859円	1,392円	855円	18円	4円	8円	13円	75円	24円	3,248円	97,447円

※介護保険基準外　食費②・居住費③サービスについて　　食費・居住費の負担の軽減

低所得者には負担限度額が設けられており、限度額を超えた分は補足給付（特定入所者介護サービス費等）として現物給付されます。

食費・居住費は、市町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受け、認定証に記載されている額が、負担額となります。

＊送迎加算【184円】片道、入所、退所時に送迎を行った場合。＊サービス提供強化加算（Ⅰ）イ：介護職員総数の内介護福祉士の占める割合100分の60以上。

＊看護体制加算〈Ⅰ・Ⅱ〉：常勤看護師1人以上勤務している。

＊夜勤職員配置加算〈Ⅰ〉：夜勤職員数が基準より１人以上上回って勤務している。＊介護職員処遇改善加算：基本額①に各加算を加え8.3％を乗じた額。

＊介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）：基本額①に各加算を加え2.7％を乗じた額。